

重度心身障害者タクシー利用券・自動車燃料費助成 令和5年度更新手続きの変更について

「重度心身障害者タクシー利用券助成」と「自動車燃料費助成」は、毎年度区役所窓口で手続きしていましたが、利用者の負担軽減のため令和5年度分の更新手続きを郵送に変更します。

1. 区役所での手続きが不要

現在「重度心身障害者タクシー利用券助成」または「自動車燃料費助成」をご利用中の方には、現在利用されている制度の更新申請書を令和5年2月中旬にお送りします。

令和5年度も引き続き制度の利用を希望する方は、更新申請書に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

2. 毎年の更新手続きが不要（自動更新）

令和5年2月中旬にお送りする更新申請書で、自動更新の希望の有無をお聞きします。自動更新を希望した方は、令和6年度以降の更新手続きが不要になります。

※途中で交付資格がなくなった場合は、自動更新されません。

3. 更新申請書等の送付スケジュール（予定）

発送物等	時期
対象者へ更新申請書送付	令和5年2月中旬
更新申請書の提出期限※1	令和5年3月17日
令和5年度分タクシー利用券の送付※2	令和5年3月下旬
令和5年度分自動車燃料費助成の決定通知書・請求書の送付※2	令和5年4月上旬

※1：提出期限以降も申請可能ですが、5月以降に申請書を提出された場合は、タクシー利用券枚数及び自動車燃料費助成の上限額が減少します。

※2：提出期限までに申請された方に、令和5年度分のタクシー利用券や自動車燃料費助成決定通知書・請求書を送付します。

4. 更新手続きに関する問い合わせ先(令和5年2月17日開設)

神戸市行政事務センター「タクシー利用券助成・自動車燃料費助成」担当

受付時間：午前8時45分～午後5時30分（土曜、日曜、祝日を除く）

TEL：078-777-4351

FAX：078-381-6675

E-mail：kobe_gyosei_call@rapid.ocn.ne.jp